

栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画の改定

1 概要・経過

- (1) 緊急輸送道路は、阪神淡路大震災を契機に地震防災対策特別措置法において「**緊急輸送を確保するための道路**」と定義された道路であり、ネットワーク計画は、「地域防災計画」、「地震防災緊急事業五箇年計画」の基礎資料とされている。
- (2) 本県では、H8協議会により計画を策定し、以降、東日本大震災や新たな道路整備などの社会情勢に対応するため、H23・28に改定し**震災時の道路ネットワーク機能拡充**を図った。

2 改定趣旨

- (1) 近年は、令和元年東日本台風などの風水害が頻発化・激甚化
⇒ **地震以外の災害時においても緊急輸送を担う道路として通行機能を確保**する
- (2) 平時・災害時を問わない安定的な輸送を確保する「重要物流道路」との関係
⇒ 道路啓開など災害時の機能が類似するため、**供用中全てを緊急輸送道路**とする

3 改定内容

(1) 防災拠点の拡充

- 従来の災害対策活動拠点や災害拠点病院だけでなく、**河川防災ステーションや重要な物流・備蓄拠点を防災拠点として追加**

令和4年度 緊急輸送道路ネットワーク計画で対象とした防災拠点 (A+B)

H28:267箇所 ⇒ R4:343箇所 (+76)

緊急輸送道路ネットワーク計画策定要領に基づく防災拠点【A】

H28:267箇所 ⇒ R4:323箇所 (+56)

- 河川防災ステーション、ヤードの追加 (+18)
- 災害拠点病院、医療活動拠点の追加 (+6)
- 国河川砂防事務所、県土木事務所の追加 (+19)
- 防災拠点施設の移転計画の反映 (+2)
- その他 (+11) 例:SIC・道の駅追加、ヘリポート

+

重要物流道路等の物流拠点 (新規追加)【B】

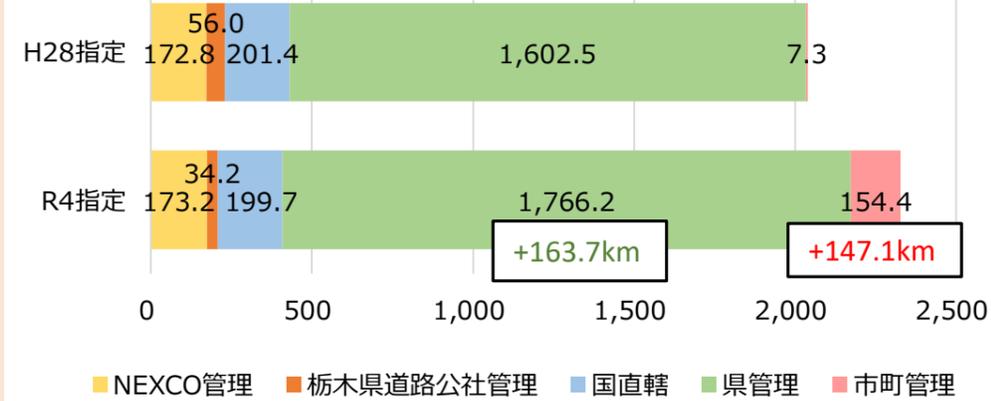
H28:0箇所 ⇒ R4:20箇所 (+20)

- 重要物流道路及び代替補完路指定のため、物流拠点を追加 (+20)

(2) 緊急輸送道路の拡充

- 新規防災拠点へのアクセス道路や**重要物流道路及び代替・補完路の供用中区間全てを追加**

令和4年9月 道路保全課



4 緊急輸送道路に関する主な取組

(1) 情報伝達



○Web会議の開催やドローン活用による被災確認

(2) 道路啓開



○車両の移動訓練や地震想定訓練等の実施

(3) 平時の管理



○予防伐採の推進や橋梁等施設の点検

(4) 無電柱化の推進



○市街地の電線共同溝整備

(5) 緊急輸送道路の整備



○現道拡幅・バイパス道路の整備

5 改定までの経過と今後の予定

- 本計画は、8月の協議会により了承され、今後「栃木県地域防災計画」に位置付け予定